

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	船員法の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省海事局運航労務課	電話番号： 03-5253-8652 e-mail: g_MRB_URM@mlit.go.jp
評価実施時期	平成24年2月17日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>2006年の海上の労働に関する条約(以下「海上労働条約」という。)の締結に伴い、船員の労働条件を改善するとともに、船員の労働条件についての検査に関する制度を創設する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 雇入契約の締結前及び雇入契約の成立時の書面の交付義務等の創設(第32条、第36条) 一定の募集受託者又は船員職業紹介事業者を利用した船員の雇入れの制限の創設(第32条の2) 船員の責に帰すべき事由により雇入契約を解除された船員の送還義務の創設(第47条) 給与明細の交付義務の創設(第53条) 船長等への労働時間規制の適用(第60条から第62条まで、第64条の2から第65条の2まで、第65条の3、第66条の2、第67条、第72条) 休憩時間規制に関する労使協定による適用除外の創設(第65条の3) 船員の最低年齢の見直し(第85条) 法定検査制度の創設(第100条の2及び第100条の4から第100条の10まで) 海上労働条約及び海上労働証書等の写しの掲示義務の創設(第113条) 船内苦情処理手続に関する義務の創設(第118条の4) <p>現行船員法は、平成25年早期の発効が見込まれる海上労働条約が定める労働条件の要件を満たしておらず、海上労働条約を締結することができない。今後、船員の労働条件に関するグローバルスタンダードに対応した船員の労働条件の改善を図る必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	船員法 第32条、第32条の2(新設)、第36条、第47条、第53条、第60条から第62条まで、第64条の2から第65条の2まで、第65条の3、第66条の2、第67条、第72条、第85条、第100条の2及び第100条の4から第100条の10まで(新設)、第113条、第118条の4(新設)
想定される代替案	規制の内容については我が国において独自に海上労働条約と異なるものを設けることはできないため、規制を設けないこととすることを代替案とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<ol style="list-style-type: none"> ～7.、9.、10. 関係 船舶所有者に対し、規制に対応した事務手続きを行うための費用が発生する。 関係 特定船舶の船舶所有者に対し、船員の労働条件の検査の受検及び海上労働証書等の交付にかかる費用が必要になる。 	特に発生しない。
(行政費用)	<ol style="list-style-type: none"> ～7.、9.、10. 関係 法令遵守のための監査及び届出受理等の事務手続きの増大 関係 国において船員の労働条件の検査及び海上労働証書等の交付のための体制の整備等が必要となる。 	特に発生しない。
(その他の社会的費用)	特に発生しない。	<p>船員の労働条件に関する規制の見直しがなされないため、海上労働条約に対応した船員の労働条件の確保は船舶所有者の自主努力に委ねられることとなる。しかし、我が国が海上労働条約を締結できないことから、日本籍外航船に対し、海上労働条約が求める検査を行い、船舶所有者に海上労働証書等を交付することができない。海上労働条約発効時点で、我が国が日本籍外航船の船舶所有者に対し海上労働証書等を交付することができなければ、日本籍外航船が海上労働条約締結国に寄航し、ポーステートコントロールを受けた場合、当該船舶は、条約基準の未達成を理由とした運航差し止めや長期間の拘束等、甚大な影響を被るおそれがある。</p>

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>船員の労働条件に関する規制の見直しにより、海上労働条約に対応した船員の労働条件が確保され、船員の労働環境が向上する。また、海上労働証書等が海上労働条約への適合を証明するため、日本籍外航船が海上労働条約締結国においてポートステートコントロールを受けた際には、当該船舶は、運航差止めや長期間の拘束等、甚大な影響を被るおそれなくなり、その場合の経済的損失を回避することができる。</p>	<p>特に発生しない。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>規制案においては、船舶所有者に規制に対応した事務手続きを行う費用及び船員の労働条件の検査及び海上労働証書等の交付に関する費用が発生するとともに、国においても法令遵守のための監査、届出受理等の事務手続、検査体制の整備に係る行政費用が発生するが、一方で、海上労働条約に対応した船員の労働条件が確保され、船員の労働環境が向上するとともに、船舶所有者に海上労働証書等を交付することにより、海上労働条約締結国においてポートステートコントロールを受けた際の経済的損失を回避することができる。</p> <p>代替案においては、特に遵守費用及び行政費用は発生しないものの、船舶所有者に海上労働証書等を交付できないことから、海上労働条約締結国においてポートステートコントロールを受けた際に、甚大な影響や経済的損失を被るおそれがある。</p> <p>このため、規制による便益は規制による費用を大きく上回るといえることから、当該規制案は、規制をしないという代替案よりも優れていると言える。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>○ILO海事労働条約国内法化勉強会最終とりまとめ(平成22年7月5日)において、「海事労働に画期的なグローバルスタンダードを確立する本条約は、ILO海事総会においてほぼ全会一致で採択されており、主要な海運先進国、便宜置籍国等が批准に積極的な立場であることから、我が国としても本条約の批准及び国内法化に向けて検討を進めていく必要がある。」とされている。</p> <p>○交通政策審議会において、船員法の一部改正について審議し、審議内容について適当である旨答申がなされている(平成24年1月27日)。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>船員の労働条件に関する規制及び船員の労働条件についての検査に関する制度の今後のあり方については、ILOで議論され、国際条約として反映されるものであることから、国際的な議論、国際条約の改正等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p>	
<p>備考</p>		